

# かたしな移住体験補助金

片品村では移住促進を目的として、村の自然・風土・日常生活等を体験するために村内宿泊施設へ3連泊以上滞在した移住希望者へ、その滞在に必要な宿泊経費の一部を補助します。なお、本制度は観光目的での利用はできません。



## ◆補助対象経費

滞在期間に村内宿泊施設（旅館業法第3条第1項の許可を受けた施設、又は住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした施設）へ支払った宿泊費。

※ただし、他の国・県等の補助金との併用は不可とする。

## ◆対象者

- 村への移住（転勤または結婚による転入を除く。）を検討している方
- 村内の宿泊施設に3連泊以上する方
- 住民票所在地が片品村外である方
- 過去に本補助金の交付を受けたことがない方
- 滞在期間中に村の担当職員と面談が可能な方
- 村のアンケート等調査に協力が可能な方
- 補助対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

## ◆補助額

1人あたり10,000円分

※1世帯あたり40,000円分を上限とします。  
ただし、補助額が宿泊費を超える場合は、宿泊費相当額を上限とします。

## ◆申込期間

通年

（片品村への滞在期間初日の20日前までに申請）

※郵送の場合20日前までの消印有効

## ◆必要書類

- かたしな移住体験補助金交付申請書（様式第1号）
- かたしな移住体験補助金滞在計画書（様式第2号）
- 補助対象者全員の住民票の写し

〈お申込み・お問い合わせ〉

片品村役場むらづくり観光課

Mail:kanko@vill.katashina.gunma.jp TEL:0278-58-2112 FAX:0278-58-2110

HP: <https://www.vill.katashina.gunma.jp/>

〈役場 HP〉



# かたしな移住体験補助金チェックリスト

## ◆申請資格チェックリスト◆

利用対象者が本村への移住（転勤または結婚による転入を除く。）を検討している	
村内の宿泊施設（旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けた施設、又は住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項の届出をした施設）に 3 連泊以上すること	
利用対象者の住民票所在地が片品村外である	
過去に本補助金の交付を受けた方が利用者に含まれていない	
滞在期間中に村の担当職員と面談が可能である	
村のアンケート調査等に協力が可能である	
暴力団員でない	
滞在期間初日の 20 日前までの申請であること	

## ◆用意する書類◆

かたしな移住体験補助金交付申請書（様式第 1 号）	
かたしな移住体験補助金滞在計画書（様式第 2 号）	
補助対象者全員の住民票の写し	